愛知教育大学学術情報リポジトリ運用指針

２００８年１０月　８日
附属図書館委員会制定

（趣旨）

第１条　この運用指針は、愛知教育大学（以下「本学」という。）において運用する愛知教育大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に関する事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　本学における教育・研究活動により創造された教育・研究成果及び本学が所蔵する学術情報資料（以下「コンテンツ」という。）を、リポジトリに電子的な形式で恒久的に蓄積・保存し、ネットワークを通じて学内外に無償で発信・提供することにより、本学の教育・研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすことを目的とする。

（管理・運営）

第３条　リポジトリの管理・運営は、愛知教育大学附属図書館委員会（以下「委員会」という。）が行う。

（提供可能者）

第４条　リポジトリにコンテンツを提供できる者は、次のとおりとする。

⑴ 本学に在籍する役員、職員及び学生

⑵ 学内の団体が発行する学術資料に掲載された教育・研究成果の作成者

⑶ その他委員会が特に認めた者

（登録対象物）

第５条　リポジトリに登録することができるコンテンツは、次の要件を満たすものとする。

⑴ 学術的な教育・研究成果であること。

⑵ リポジトリにコンテンツを提供した者（以下「提供者」という。）が作成、又は作成に関与したものであること。

⑶ 法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。

⑷ その他公開することについて問題が生じないものであること。

２　その他委員会が特に認めたコンテンツとする。

（登録）

第６条　リポジトリにコンテンツを提供することを希望する者は、コンテンツと別紙「愛知教育大学学術情報リポジトリ登録許諾書（様式１～３）」を愛知教育大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）に提出するものとする。

（登録されたコンテンツの利用）

第７条　附属図書館は次の方法により、リポジトリに登録されたコンテンツを利用する。

⑴ 当該コンテンツを複製し、書誌情報を付与してリポジトリを構築するサーバに格納する。

⑵ ネットワークを通じて、前号の複製物を不特定多数に無償で公開する。

⑶ 保存及び利用の維持のための複製・媒体変換を行う。

⑷ 博士論文、博士論文の内容の要旨、博士論文の論文審査の結果の要旨については、国立国会図書館へ提供する。

第８条　附属図書館は、リポジトリに登録されたコンテンツの利用については、次のことを遵守する。

⑴ 第７条に掲げた利用方法以外による利用は行わない。

⑵ ネットワークを通じてコンテンツを利用する者に対し、著作権法を遵守するように周知する。

（コンテンツの著作権と利用許諾）

第９条　提供者は附属図書館に対し、リポジトリに登録したコンテンツの利用について著作権上の権利である複製権及び公衆送信権を無償で許諾する。

第１０条　リポジトリに登録したコンテンツの著作権は、登録された後も著作権者が所有する。

（コンテンツの削除）

第１１条　附属図書館は、次のいずれかに該当する場合は、リポジトリに登録されたコンテンツを削除することができる。

⑴ 提供者が、理由を付して削除の申請を行い、それを委員会が承認した場合。

⑵ 公序良俗に反する、盗用・剽窃等による成果である、又は内容が著しく不適切である等の理由により、委員会が削除を決定した場合。

⑶ その他委員会が特に認めた場合。

（審議機関）

第１２条　リポジトリの適正かつ円滑な運用を図るために必要な事項については、委員会において審議し決定するものとする。

（免責事項）

第１３条　登録されたコンテンツの内容に関する責任は、コンテンツ提供者が負うものとする。

２　本学は、リポジトリに登録されたコンテンツを利用することによって発生した利用者のいかなる損害についても、一切責任を負わないものとする。

附　則

この運用指針は、２００８年１０月８日から施行する。

附　則

この運用指針は、２０１２年３月１５日から施行する。

附　則

この運用指針は、２０１２年１２月２０日から施行する。

附　則

この運用指針は、２０１４年１０月１日から施行する。

附　則

１　この運用指針は、２０２０年４月１日から施行する。

２　この運用指針施行の際、現に在学する者については、この運用指針の定めにかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この運用指針は、２０２５年４月１日から施行する。

様式１

様式１(PDF)

様式２

様式２（PDF）

様式３

様式３（PDF）